

令和2年度  
東京都環境保健対策専門委員会  
化学物質保健対策分科会  
会議録

令和2年10月14日  
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

○木村環境保健衛生課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年度東京都環境保健対策専門委員会化学物質保健対策分科会を開催いたします。

私は、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課長の木村と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の会議でございますが、Web会議形式での開催となります。円滑に進められますよう努めてまいります。機械の不具合等により映像が見えない、あるいは音声がかえらないなどの点がございましたら、その都度、事務局にお知らせいただきたいと思っております。

Web会議を行うに当たりまして、委員の皆様方に3点、お願いがございます。まず、1点目でございますが、御発言の際には挙手ボタンを押していただき、委員長からの指名を受けてから御発言をお願いいたします。2点目でございます。議事録作成のため、速記が入っております。御発言の際は、必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりと御発言いただきますようお願いいたします。最後に3点目でございます。議事に入りましたら、御発言のとき以外はマイクとカメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、福祉保健局健康安全部長の高橋より御挨拶を申し上げます。

○高橋健康安全部長 健康安全部長の高橋でございます。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

御存じのように、東京都は環境中の有害化学物質から都民の健康を守るという目的で、化学物質のばく露量等について調査を行っております。原発の事故、事業所からの化学物質の漏出事件、廃棄物問題が取り上げられる中、都民の皆様には依然として化学物質への懸念が根強くございます。そのため、化学物質のばく露量を減らす取組とともに、どの程度、ばく露されているのかということ調査して都民の皆様にお伝えすることが、都民の皆様の健康を守るとともに、その不安の払拭につながるかと考えております。

長年にわたり本調査を実施しておりますが、私たちの暮らしは化学物質に囲まれたと言っても過言ではなく、引き続き、この調査を継続していく必要があると考えています。化学物質のばく露は、大気、水、土壌、そして食事、主には食事ということから本調査は実施しております。本日は、次第にございますように、令和元年度に実施いたしました四つの調査について御審議いただきます。皆様からの忌憚のない御意見、御助言を頂ければ幸いです。

なお、これまでと同様、調査結果につきましては都民の皆様にご公表していきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、今後とも東京都の化学物質保健対策事業への御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 続きまして、委員の皆様方の御紹介でございますが、まず、

委員を退任された方がいらっしゃいますので、御報告させていただきます。岡委員でございます。岡委員におかれましては、小児科学の専門のお立場から様々な御教授を賜りましたが、御本人の御意向によりまして今年の8月をもって委員を御退任されました。この場をお借りいたしまして、心より感謝申し上げます。

それでは、委員の方々を御紹介させていただきます。

森田委員長でございます。

内山副委員長でございます。

○内山副委員長 よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 太田委員でございます。

○太田委員 太田です。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 諏訪園委員でございます。

○諏訪園委員 よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 高田委員でございます。

○高田委員 高田です。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 平林委員でございます。

○平林委員 平林でございます。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長

続きまして、益永委員でございます。

○益永委員 益永です。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 松田委員でございます。

○松田委員 松田でございます。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 山口委員でございます。

○山口委員 山口です。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 分析担当者及び事務局につきましては、事前に名簿を送付しておりますので、紹介に代えさせていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料は、次第が1枚、委員等の名簿が1枚、ホチキス留めとなっております資料、いずれも両面刷りとなっておりますが、資料1が40ページで構成されているものが1部、資料2が11ページで構成されているものが1部、資料3が12ページで構成されているものが1部、最後に7ページで構成されている資料が資料4でございます。以上、4点の資料となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思います。これからの議事の進行につきましては、森田委員長をお願いしたいと思います。森田委員長、よろしく申し上げます。

○森田委員長 議事の1番目、令和元年度食事由来の化学物質等推計調査についてであります。事務局から御説明をお願いします。

○島田環境保健衛生課課長代理 福祉保健局環境保健衛生課、島田と申します。

資料1、令和元年度食事由来の化学物質等摂取量推計調査につきまして、御説明いたします。

まず、目的でございます。化学物質の人へのばく露は、食事が主要な経路の一つであると考えられております。食品の安全性についての消費者の関心は高く、それは食事の中の化学物質についても同様です。化学物質の人への健康影響は、個別の食品中の含有量だけではなく、一日に摂取する総量として評価することも必要ということで、都民の健康を守る観点から、マーケットバスケット方式により都民の食事を介した化学物質等の一日摂取量の推計をいたしましたので御報告いたします。

調査方法についてです。東京都内の小売店で購入した食品を「平成29年東京都民の健康・栄養状況」における分類に基づきまして13食品群に分類し、試料を調製しております。それに加えまして、新宿区の東京都健康安全研究センター蛇口で採取しました飲料水を加えました14食品群について、それぞれ物質の測定を行っております。

8ページの表1に、各食品群別の分類及び摂取量を掲載しております。

1ページにお戻りいただきまして、分析対象項目でございます。令和元年度の分析対象物質は、残留農薬、PCB、重金属、放射性物質でございます。残留農薬は、ダイオキシンと隔年の測定となっております。令和元年度の調査結果では、残留農薬について御報告いたします。PCB、重金属、放射性物質につきましては、毎年測定をしております。

分析方法につきましては、残留農薬など物質ごとに準拠しているガイドラインを1ページ目から記載をしております。分析方法につきましては、前回と変更はございません。

検査精度の確認方法と結果につきましても各分析方法に併記しておりますが、残留農薬とPCBにつきましては回収率が70から120%であること、重金属につきましては回収率が80から120%であることを確認しております。

分析につきましては、全ての分析を東京都健康安全研究センターで実施しております。

一日摂取量の推計方法につきましては、各測定値から14の食品群全てを合計しまして、一日当たりの摂取量に換算して算出してしております。また、大人の体重を50kgとした場合の体重1kg当たりの一日摂取量で表示しております。なお、放射性物質につきましては、一日摂取量から年間の摂取量を求め、国際放射線防護委員会による成人の実効線量係数を乗じまして年間の放射線量を年間の食品摂取による預託実効線量として算出してしております。

では、調査結果の御説明に移ります。

まず、残留農薬の分析対象項目につきまして御説明します。9ページ、表の2を御覧ください。

前回、平成29年度の調査から、殺虫剤29項目、殺菌剤11項目の計40項目について調査しております。有機リン系農薬14項目につきましては、全ての食品群から検出されませんでしたので、作表・作図は割愛させていただきました。

ネオニコチノイド系農薬の結果につきまして、12ページ、表4-1を御覧ください。

ネオニコチノイド系農薬は7項目分析を実施し、4項目検出されました。こちらの表ですが、各食品群の上段に含有量、中段に一日総摂取量、下段に体重1kg当たりの一日摂取量を示しております。この表では、体重1kg当たりの一日摂取量に換算するに当たり、定量下限値未満であったものを0として算出しております。

アセタミプリドが緑黄色野菜から、クロチアニジンが米・米加工品から検出され、ジノテフランが米・米加工品とその他の野菜・きのこ・海藻類から検出されました。それぞれの物質の体重1kg当たりの摂取量を表の一番下に記載しております。アセタミプリドが0.0074  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、イミダクロプリドが0.011  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、クロチアニジンが0.019  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、ジノテフランが0.056  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。

比較のために、二重線の枠内に一日摂取許容量（ADI）を記載しております。今回分析した項目のADIは、本来、mg単位で示されておりますが、比較しやすいように $\mu\text{g}$ に換算して表記しております。各物質のADIは10ページの表3-1にまとめておりますので、適宜、御参照いただければと思います。今回の分析結果とADIを比較したところ、アセタミプリドが0.010%、イミダクロプリドが0.019%、クロチアニジンが0.020%、ジノテフランが0.025%となります。

ネオニコチノイド系農薬につきましては、平成25年度から分析を行っておりますので、13ページ、14ページに経年の表とグラフを掲載しております。

次に、その他の殺虫剤につきまして、15ページ、表4-6を御覧ください。

その他の殺虫剤は8項目分析を実施し、3項目検出されました。ピリダベンとフロニカミドが緑黄色野菜から、メソミルが果実類から検出されました。体重1kg当たりの一日摂取量は、ピリダベンが0.020  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、フロニカミドが0.022  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、メソミルが0.0056  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。ADIと比較しますと、ピリダベンが0.40%、フロニカミドが0.030%、メソミルが0.028%となります。

その他の殺虫剤につきましては、前回の平成29年度から分析を行っております。経年の表とグラフを16ページ、17ページに掲載しております。

続きまして、殺菌剤の結果でございます。18ページ、表4-10を御覧ください。

殺菌剤は11項目分析を実施しまして、4項目検出されました。アゾキシストロビンとトリフルミゾールが緑黄色野菜から、イマザリルが果実類から、ボスカリドが油脂類から検出されました。体重1kg当たりの一日摂取量は、アゾキシストロビンが0.0074  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、イマザリルが0.0019  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、トリフルミゾールが0.0038  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、ボスカリドが0.00022  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。ADIと比較しますと、アゾキシストロビンが0.0041%、イマザリルが0.0063%、トリフルミゾールが0.025%、ボスカリドが0.00050%となります。

殺菌剤につきましても、平成29年度から分析を行っておりますので、経年の表とグラフを19ページ、20ページに掲載しております。

今回分析しました残留農薬につきまして、検出された項目全てにおきましてA D I の1%未満という結果となり、十分に低い値であったと考えております。

21ページ、22ページにお示ししたのは、定量下限値未満となったものについて、定量下限値の5分の1存在したと仮定して体重1 kg 当たり一日摂取量を推計したものととなっております。定量下限値の5分の1存在したと仮定しても、A D I と比較して十分に低い値となっております。

続きまして、23ページ、P C B の一日摂取量について御説明いたします。

P C B につきましては、魚介類、1食品群のみから検出され、体重1 kg 当たり一日摂取量は0.0090  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。こちらの値は表の上部に記載しております暫定一日摂取許容量5  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  と比較しますと0.18 %となり、十分に低い値と考えております。

24ページ、25ページに過去の調査結果を図表として掲載しております。P C B は毎年、ほぼ魚介類から摂取している結果となっております。

25ページには、過去の寄与率についての表を掲載しております。

続きまして、26ページ、総水銀、メチル水銀の一日摂取量の調査結果です。

表6-1が総水銀、表7-1がメチル水銀となっております。こちらも、令和元年度は魚介類の1食品群のみから検出されております。体重1 kg 当たりの総水銀の摂取量が0.092  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$ 、メチル水銀の体重1 kg 当たりの摂取量が0.072  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  となっております。メチル水銀につきましては、表7-1の上部に記載しております耐容週間摂取量2  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{week}$  を7で除した値の0.29  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  と比較しますと、25 %となっております。27ページは総水銀、28ページはメチル水銀の一日摂取量の経年変化です。平成29年度は総水銀、メチル水銀の値が高めの数値でしたが、令和元年度は平成30年度と同様、例年の変動の範囲内の数字となっていると考えております。寄与率につきましても、過去の調査結果と同様の傾向で、魚介類が主な摂取源となっております。

29ページには濃度、30ページには寄与率の経年変化の表を示しております。

31ページは、カドミウムの一日本摂取量の調査結果となっております。

カドミウムにつきましては9食品群から検出され、体重1 kg 当たり一日摂取量は0.55  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。この値は、表8-1の上部に記載しております耐容週間摂取量7  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{week}$  を7で除した値である1  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  の55 %でした。寄与率につきましては、下のグラフでもお分かりのように、米・米加工品の食品群が最も高く62 %でございました。

32ページに、カドミウムの一日本摂取量の経年変化を図表で示しております。図5-2を見ていただきますと、平成30年度の数值よりも上がっております。平成17年度から見ていきましても、過去一番多かった平成19年度よりも若干高い値となっております。図5-2の折れ線グラフでございますが、代表的な食品群ごとの摂取量を示して

いるもので、四角いマーカーと実線で示しているものが米・米加工品のグラフとなっております。ここ3年ほどの状況を見ると上昇しておりますが、先にも申し上げたとおり、体重1 kg 当たり一日の摂取量は耐容週間摂取量を一日に換算した数値を下回っております。このまま上昇するのか例年のレベルに戻るのかは、今年度、令和2年度以降の結果を見させていただきたいと考えております。

33ページには、ほかの物質と同様に、濃度と寄与率の経年変化を記載しております。続きまして、34ページ、表9-1、鉛の一日摂取量の調査結果でございます。

鉛は8食品群から検出され、体重1 kg 当たり一日の摂取量は0.12  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  でした。鉛につきましては、過去、暫定耐容週間摂取量が3.6  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  と設定されていたことがあり、それと比べると相当低い値となっております。しかし、2010年にその暫定耐容週間摂取量が取り下げられ、現在は耐容摂取量等が設定されていないため、比較しての評価は行っておりません。寄与率につきましては、今年度は嗜好飲料が最も高い寄与率となっております。

35ページに、鉛の一日摂取量の経年変化について図表で示しております。今回の0.12  $\mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{bw}/\text{day}$  は、近年の数値と比べると比較的高めの数値ではありますが、平成17年度から見ていきますと変動の範囲内の数値であると考えております。

36ページには、ほかの物質と同様に、濃度と寄与率の経年変化を記載しております。嗜好飲料の寄与率が目立っておりますが、濃度の数値が極端に高いわけではなく、摂取量が14食品群のうち一番多いため、僅かに検出されても摂取量としては多くなると考えております。

37ページ、表10にお示ししておりますのは、PCB、重金属の測定値の中でNDだったものについて、定量下限値の2分の1存在したと仮定して体重1 kg 当たり一日の摂取量を推計した結果となっております。耐容摂取量等が設定されているものにつきましては、各物質とも、その値を下回っていることを確認しております。

最後に、放射性物質の結果につきまして御説明いたします。38ページを御覧ください。

放射性物質は放射性ヨウ素と放射性セシウムについて測定しておりますが、放射性ヨウ素につきましては全ての食品群から検出されませんでしたので、作表・作図は割愛させていただきました。

表11-1が放射性セシウムの一日内摂取量及び年間放射線量の調査結果となっております。放射性セシウムにつきましても、Cs-134は平成28年度以降、検出されておらず、平成元年度も検出されておられません。Cs-137につきましては、7食品群から検出されました。年間放射線量を預託実効線量という形で算出しますと、0.00026 mSv/year となりました。こちらにつきましては、現在、食品中の放射性物質の規制値は、食品からの追加線量が年間1 mSv/year を超えないことが設定根拠となっております。その1 mSv/year と比べると十分に低い0.1%以下の値となっております。

食品群ごとの年間放射線量のグラフを図7-1に載せておりますが、今回の測定結果の中では、その他の野菜・きのこ・海藻類、乳類、豆類などの線量が高いことが見てとれるかと思えます。

39ページに含有量の経年変化、一日摂取量の経年変化の表を示しております。

最後の40ページに過去の年間放射線量の経年変化を表にしております。原発事故の後、平成23年度の試料から測定を実施しておりますが、平成23年度、24年度と比べると令和元年度の測定値は十分に低くなってきていると考えております。

以上が調査結果となります。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、お願いします。

山口先生、お願いします。

○山口委員 山口です。

放射性物質に対してコメントをさせていただきます。38ページの表11でございます。

平成28年度以降、Cs-134が減衰して見えなくなっておりますが、年間の線量レベルは、まだ事故前よりも高いのではないかと思います。検出限界を0として線量評価をされていますが、検出限界近くでもあったりするかもしれないので、(検出限界のデータを0にしたものと比較して)何倍になると定量的に評価することに関しては、より留意が必要であると思えました。検出限界0で定量的に評価するという点に関しては、限界もあるということのコメントでございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

高田先生、お願いします。

○高田委員 高田です。

ネオニコチノイド系農薬等の農薬について伺います。個々の成分について見ると、一日摂取許容量の0.何%ということで、少ないということは分かるのですが、ダイオキシンと同じように、同じような作用機序を持つのであれば、総和として足し算して評価するようなアプローチは取られていないのでしょうか。取られているのであれば、そのような評価も必要ではないかと思えますが、御専門の先生がいたら教えていただければと思います。

○森田委員長 この件に関しまして、まず、東京都で何かお考えはございますか。

○島田環境保健衛生課課長代理 総和としての集計や評価は、今のところ実施しておりませんでした。総和での評価が必要ということであれば、今後、検討していきたいと思っております。

○森田委員長 この件に関しては、リスク評価とも若干絡んでくるのですが、薬理作用のようなものが足し算できるものであるかどうかということが鍵になってきそうな気がし

ます。

内山先生、何か御意見はございますか。

○内山委員 今まで、そのような方向で評価されたことは、あまりないのではないかと思います。ただ、農薬は、食品から取る場合には同じ時期なのですが、いわゆる空気中のものに関しては、散布する時期が違うので、全部一応に足して評価できるかというところ、そうではないのではないかという感じがいたします。食品は、食品の専門家の先生に、そのような評価方法があるかお伺いしたいと思います。環境中では、農薬は使う時期がそれぞれのものによって違うということがあるので、一概に全部、その値を足してリスク評価するということができるかどうか、慎重に検討しなければいけないと思います。先生がおっしゃったように、作用が同じ、メカニズムが同じであるかということが前提となるとと思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、このような薬剤の足し算が成り立つかどうかについて、改めて一度、勉強をするチャンスを頂いて、これからは反映させたいと思いますので、よろしく願います。

○高田委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○森田委員長 それでは、ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

○益永委員 よろしいですか、益永です。

○森田委員長 はい、願います。

○益永委員 農薬系の分析項目ですが、表を見ますと、どこかの食品群に限られて検出されているかと思います。農薬ですと、使用される作物がある程度、限定されていると思います。今回、作物そのものではないので大ざっぱな傾向しか見れないと思いますが、使われる農薬の品種と検出されている食品群で矛盾が見られなかったかという点について、もし知見がありましたらお願いいたします。

○森田委員長 それでは、環境保健衛生課、願います。

○島田環境保健衛生課課長代理 果実・野菜類に使われているピリダベンが緑黄色野菜から検出されており、フロニカミドも野菜に使われているものですので、特に、今回の結果に関しましては矛盾したところはありませんでした。

○森田委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○益永委員 はい。ありがとうございます。

もう一つ、よろしいですか。今回、カドミウムが米及び米加工品で比較的高く出ていますが、米の銘柄、産地などは、毎年、どのようにしてサンプリングされているのでしょうか。

○森田委員長 島田さん、願います。

○島田環境保健衛生課課長代理 毎年、スーパーで購入しておりますが、大体5月、6月ぐらいにスーパーで流通しているものについて、比較的多く販売されているものを選ん

でおります。今回、米につきましては、精白米を5種類購入し、宮城県産、北海道産、新潟産、秋田産、山形県産となっております。県の中のどの地方かまでは、データとしては取れておりません。毎年、同じものと決めているわけではなく、そのときに売られているものを購入してくるという方法を取っております。

○益永委員 分かりました。産地によって多少変動があるかもしれないので、今年の米が、そういうものに当たったのかもしれないと思いました。ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。益永先生、カドミウムは、許容摂取量に近いところにあるので、要注意であると考えておくということよろしいでしょうか。

○益永委員 そうですね。ADIに対して50%程度になっていますので、注意はすべきだと思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

続きまして、松田先生お願いします。

○松田委員 松田です。

この資料を見ますと、試料を作った時期は書いてありますが、分析した時期が書かれていません。いつ頃、分析をされたのでしょうか。

○森田委員長 回答はどなたにお願いすればよろしいでしょうか。

○松田委員 分析された方ですかね。

○島田環境保健衛生課課長代理 分析の時期としては、6月から3月にかけて、ばらばらと分析をしているという情報までは私のほうで押さえております。試料を購入したのが5月、6月で、そこで試料を調製しまして、分析は時間をかけてやっております。

○松田委員 重金属や、PCB、放射性物質は買ったときに補正をしていますが、最近の農薬は、分解しやすいものが多く、特に、ネオニコチノイド系農薬は分解しやすいため、試料を作製したときから何か月も置いていた場合に、減衰すること、減るということがなかったかということを確認しておかないと、非常に過小評価している可能性が出てきます。

ネオニコチノイド系農薬は、普通に調べても、非常に検出率が高いです。その割には、少ないのではないかという気がしました。それから、リン剤も非常に分解しやすいということが知られておりますので、このことも加味して、すぐに分析することを検討されたほうがよいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。それでは、分析するに当たっては、サンプルが手に入ってから、なるべく早くやるということに留意していただきましょう。

○松田委員 そうですね。その他、減衰する知見を持っていれば補正することを考えたほうがよいのではないかと思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに、御質問はございますか。

(なし)

○森田委員長 それでは、資料1にある議論は、これで終わりたいと思います。御質問、コメント、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題に移りたいと思います。議題の2番目は、令和元年度一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推計結果についてであります。資料の2の御説明を事務局からお願いします。

○島田環境保健衛生課課長代理 資料2につきましても、環境保健衛生課、島田から御説明いたします。

資料2、令和元年度一般的な生活環境からのダイオキシン類ばく露状況の推計結果となります。

この調査は、都民が一般的な生活環境から取り込むダイオキシン類の量を推計し、都民への健康影響について把握することを目的としております。

都内における一般的な生活環境からのダイオキシン類のばく露は、主に食物、水、大気、土壌によるものと考えられておりますので、それぞれの経路について、東京都及び八王子市が実施したダイオキシン類の濃度調査結果をもとに、人へのばく露量を推計しております。

調査方法及び摂取量の計算方法につきましては、これまでと変更はございません。

調査結果につきましては、図表を御覧いただきながら御説明いたします。4ページを御覧ください。

表1が食物からの一日摂取量です。毎年、お示ししております食事由来の化学物質等摂取量推計調査で分析した結果を用いております。先ほど資料1で御説明いたしました、ダイオキシン類の調査は残留農薬と隔年で実施しております、令和元年度はダイオキシン類の調査を実施しておりません。こちらにお示ししているものは、平成30年度の結果となっております。昨年度、お示したものと同一データとなっております。食物からの体重1kg当たりの一日摂取量は、0.55 pg-TEQ/kg・bw/dayとなっております。

5ページが水の調査結果となっております。こちらは、東京都水道局が各浄水場で毎年行っているダイオキシン類の令和元年度の測定結果です。表の中央、Aの欄に水道水のダイオキシン類の濃度を示しております。その右側、B欄に浄水場ごとの一日平均配水量を記しております。ダイオキシン類濃度の算出に当たっては、ダイオキシン類濃度と一日平均配水量を掛け合わせた加重平均値を算出しております。水からの体重1kg当たりの一日摂取量は、表の一番下、0.000048 pg-TEQ/kg・bw/dayとなりました。

6ページが大気の調査結果でございます。東京都環境局及び八王子市環境部が測定しました都内にある各測定局のダイオキシン類濃度を表に記載しております。表にあります17地点の平均である0.017 pg-TEQ/m<sup>3</sup>を用いまして呼吸によるばく露量から換算しますと、体重1kg当たりのばく露量は0.0052 pg-TEQ/kg・bw/dayという推計結果とな

りました。

7 ページ、8 ページが土壌の調査結果です。土壌につきましても、東京都環境局と八王子市環境部が測定を行っており、毎年、調査地点が異なっております。令和元年度は、表4にお示しした地点でダイオキシン類の調査をしております。測定ポイントごとに見ると若干幅のある値が出ておりますが、推計に当たりましては、この18地点の平均、7.9 pg-TEQ/g を用いまして、次の8ページにあります計算式でばく露量の推計を行っております。経口摂取、皮膚摂取によるばく露量、子供、大人、それぞれのばく露量を換算しまして8ページ下部にある式により算出しましたところ、0.0050 pg-TEQ/kg・bw/day となりました。

9 ページ、表6に食物、水、大気、土壌からのばく露量を足し合わせた値を示しております。合計で0.56 pg-TEQ/kg・bw/day となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく耐容一日摂取量4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回りました。

10 ページ、11 ページに、ダイオキシン類ばく露量推計結果の推移を表と図で示しております。調査を開始しました平成11年度の総ばく露量が2.00 pg-TEQ/kg・bw/day ですので、その値の28%まで下がっている結果となります。11ページのグラフを見ていただきましても、折れ線グラフが右肩下がりで、緩やかに減少していていることが見てとれるかと思えます。

まとめでございます。3ページのまとめを御覧ください。

今回、推計しましたダイオキシン類のばく露量は0.56 pg-TEQ/kg・bw/day となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められている耐容一日摂取量4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回りました。ダイオキシン類の総ばく露量は減少傾向を示しており、本調査を開始した11年度の調査結果の28%となっております。ばく露量は平成11年度に比べると減少してはおりますが、ダイオキシン類は環境中では分解しにくく、一度排出されたダイオキシン類は環境中に蓄積されていくため、長期的なリスク管理が必要です。今後も、本調査を継続して行い、都内における一般的な生活環境からのダイオキシン類のばく露状況や経年変化の状況を定期的に把握し、都民に情報提供していくというまとめをさせていただいております。

私からの説明は以上です。

○森田委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問あるいは御意見がありましたら、お願いいたします。益永先生お願いします。

○益永委員 7ページの土壌の調査結果について、比較的高い値が出ているところが4か所程度ありますが、何か考察があれば教えてください。

○森田委員長 島田さん、お願いします。

○島田環境保健衛生課長代理 はい。この四つの地点のうち、世田谷と清瀬、瑞穂につきましては、清掃工場が2 km圏内にございます。その影響を受けていると考えておりま

す。狛江市につきましては、近くに以前、東京航空計器という会社の工場がありまして、そこに焼却炉があったという情報を得ています。この影響があるのではないかと考えております。

○益永委員 ありがとうございます。焼却炉などが関係していたかもしれないということですね。

○島田環境保健衛生課課長代理 はい。

○森田委員長 ほかに、いかがでしょうか。

(なし)

○森田委員長 ありがとうございます。調査は順調に進んだということにしたいと思います。

それでは、引き続きまして、次の議題に移りたいと思います。議題の3番目は、令和元年度東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査についてであります。事務局から御説明をお願いします。

○香取食品監視課課長代理 続きまして、議事3、令和元年度、東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果について説明いたします。食品監視課の香取と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3を御覧ください。

東京湾では現在も漁業が営まれ、取れた魚介類は「江戸前」として付加価値がついて流通しているほか、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて都民の口に入ることも少なくありません。一方、東京湾は閉鎖系の海域のため、流入河川を通じて化学物質が入ってきた場合、外洋へ拡散せずに滞留しやすい環境にあります。

そこで、福祉保健局では、東京湾で漁獲される魚介類について、食の安全性の確保の一環としてダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の含有量の調査を行っております。毎年度、本分科会におきまして結果を御報告しているところです。本日は令和元年度の調査結果について御説明いたします。

まず、1の調査方法でございます。(1)の調査対象生物及び検体数ですけれども、魚類については、スズキ、ボラ、マアナゴ、マコガレイを各8検体、貝類については、例年、ホンビノスとアサリを調査対象としておりましたが、令和元年度につきましては、アサリの採取が難しく、全てホンビノスガイ、6検体採取しまして、合計38検体について調査を実施いたしました。

(2)の採取地点についてですが、資料の一番最後の12ページに地図を掲載しております。実線で囲んでいるエリアが魚類、点線で囲んでいるエリアが貝類の採取地点となっております。令和元年度につきましては、検体数と採取地点、ともに計画どおりとなっております。

1ページに戻っていただきまして、採取方法、検体処理方法については、資料(3)、(4)のとおりです。

(5) から (7) に分析関係について記載しておりますけれども、分析項目としましてはダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質を検査しております、各物質名は2ページから3ページの表1と表2のとおりで、例年との変更はございません。

(6) の分析方法につきましては、検査法と精度管理の方法について記載をさせていただいております。脂肪含有量の検査につきましては、昨年度の分科会におきましてソックスレーエーテル抽出法からの変更を委員の先生方に御了解いただいたことから、令和元年度の検体からは加圧流体抽出法による分析を行っております。その他につきましては、昨年度と分析方法等に変更はございません。

また、3ページの一番下の※印のところになりますが、添加回収の結果につきまして、「おおむね良好な結果を得た」という記載をさせていただいております。これは、3ページの表の2のペンタクロロフェノールなど一部物質につきまして、添加回収試験の結果が目安から多少外れているということとなります。しかし、本調査につきましては、基準値に対する違反を問うような性質ではなく、モニタリング的に測定を行っているもので、多少、目安を外れたとしても、分析値につきましては、ある程度信頼性を持った値ということで使用しております。ほかの物質につきましては目安に入っているため、「おおむね」という表現をさせていただきました。

では、結果について御説明させていただきます。

まず、個別結果につきましては8ページから11ページに記載をさせていただいております。本日は、時間の都合もございまして表の記載内容に関する個別の説明は省略させていただき、4ページの2の調査結果を説明いたします。

まず、(1) のダイオキシン類についてですが、毒性等価係数としてWHO2006年版を用いております。また、ダイオキシン類のうち定量下限値未満だった物質については、定量下限値の1/2量含まれると仮定し、等量濃度を算出しております。以降、この値に基づいた経年変化等をお示しいたします。

4ページの図の1を御覧ください。平成20年度以降のダイオキシン類濃度について、各魚介類の平均値の推移をグラフにしております。御覧いただきますと、令和元年度についてはマアナゴが低い値を示しておりますが、それ以外の魚介類につきましては過去の変動の範囲内での推移となっております。また、図2につきましては、貝類を除いた4魚種の平均値の推移をグラフにしたものです。こちらについては、令和元年度の平均は1.05 pg-TEQ/gとなっております。

続きまして、各物質の検出値の評価になります。5ページ目の3のまとめを御覧ください。

(1) のダイオキシン類のまとめとなりますが、まず、アとしまして、魚類4魚種のダイオキシン類濃度の平均は、先ほども申し上げましたが、漁場全体で1.05 pg-TEQ/gとなりました。また、イとしまして、貝類のダイオキシン濃度の平均は0.26 pg-TEQ/g

となり、魚類より低い値となっております。

最後に、これらの検出値に基づくダイオキシン類の摂取量について、ウに取りまとめております。ダイオキシン類については、食事及びそれ以外の環境中からの総ばく露量に関する耐容一日摂取量、T D I が「ダイオキシン類対策特別措置法」により規定されています。このT D I と比較できるように、今回調査した東京湾産の魚類が含まれる食事を仮定し、食事からの摂取量の試算を行いました。試算に当たりましては、成人の体重を 50 kg とした場合の一日当たりの摂取量を求めております。

具体的な算出方法につきましては、6 ページに記載しております。詳細な説明は省略させていただきますが、例年どおりの算出方法となります。基本的な考え方としましては、都民の平均的な食事に占める内湾産魚類が全て今回調査対象とした東京湾産魚類で、全て生で取り入れるという仮定での試算となります。

試算のイメージにつきましては、5 ページ目の下の表 3 になります。平成 30 年度の都民の平均的な食事全体からのダイオキシン類摂取量は 0.55 pg-TEQ/kg・bw/day、そのうち魚介類からの摂取量が 0.47 pg-TEQ/kg・bw/day、それ以外からが 0.08 pg-TEQ/kg・bw/day という推計結果となっております。

魚介類からの摂取については、試算により内海内湾産由来のものとそれ以外のものに分け、内海内湾産からの摂取について、今回の調査結果の濃度で置き換えるという作業を行っております。この仮定で試算を行いますと、食事全体からは、表 3 の右側の列になりますが、0.64 pg-TEQ/kg・bw/day という試算値となりました。この 0.64 pg-TEQ/kg・bw/day ですが、トータルダイエット調査による平均的な摂取量 0.55 pg-TEQ/kg・bw/day と比べますといくらか高い数字にはなっておりますが、資料 2 で推計した食事以外のばく露を考慮しましても、特措法で示されている T D I の 4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回りました。

最後に、6 ページ上の図の 3 を御覧ください。こちらが試算値の経年推移をグラフにしたものになります。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量につきましては、例年どおりの推移となっております。

以上がダイオキシン類についてのまとめとなります。

次に、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質についてのまとめに移りたいと思います。7 ページ上部の (2) を御覧ください。

まず、P C B についてですが、P C B は全ての検体から検出されました。最も高い検出値を示したのが隅田川河口で採取したボラの 0.100 ppm でした。P C B につきましては厚生省が暫定的規制値を示しており、内海内湾産魚介類については 3 ppm とされております。今回の検出値は全て規制値を下回り、低い値であったと考えております。

次に、D D T 及びその代謝物ですが、全ての魚類から検出されました。最も高い検出値を示したのが、隅田川河口で採取したボラで 0.013 ppm でした。D D T 及びその代謝物につきましては、食品衛生法で魚介類に対する残留基準値が総和として 3 ppm と定め

られております。今回の検出値は全て基準値を下回り、低い値であったと考えております。なお、貝類からは検出されませんでした。

続きまして、有機スズ化合物のT B TとT P Tの結果となります。最も高い検出値を示したのが、T B Tについては羽田空港北側で採取したスズキの0.015 ppm、T P Tにつきましては城南島北側で採取したマアナゴの0.012 ppmでした。こちらの値を国際機関が示す1日摂取許容量と比較しますと、資料には記載はしていませんが、体重50 kgの成人の場合、T B T濃度最高値のスズキを毎日約1.6 kg以上、T P T最高値を示したマアナゴについては毎日約2 kg以上食べ続けなければA D Iを超えないという試算となりました。以上のことから、食品として問題となる値ではなかったと考えております。

最後に、アルキルフェノール類等まとめの中で出てこなかった化学物質につきましては、いずれも検出されませんでした。

以上、総合いたしまして、東京湾産魚介類について、今回調査を行った化学物質に関しては、食品としての安全性に特段問題はなかったと考えております。

以上が資料3の説明となります。

○森田委員長 いかがでしょうか。

私から1点だけよろしいでしょうか。今後のことですが、トリブチルスズやトリフェニルスズは、使用がほぼ停止されております。したがって、環境中の残留値、あるいは魚などについてのレベルは着実に下がってきていると思いますが、使われていました防護塗料といったものは中身が変わってきています。つまり、代替物質に置き換わってきているので、今後の調査の中で、トリブチルスズやトリフェニルスズの代替物質について、どうするかということを経済局で検討していただければありがたいです。

以上です。

ほかの方で何か御質問、御意見ございますでしょうか。

○内山委員 内山です。よろしいですか。

今年はマアナゴが非常に低かったということなのですが、例年に比べて脂肪量はあまり変わってなかったのに値は低かったのか。わかれば教えていただければと思います。

○香取食品監視課課長代理 御質問ありがとうございます。

今回、マアナゴが低かった原因について、脂肪量との関係性を調べてみましたが、今回脂肪量が特段に低かったという状況でもありませんでした。脂肪量については、平成30年度は平均で10.2%で、令和元年度については9.5%で、過去の脂肪量の平均値から見ても特段低かったという状況ではございませんでした。

○内山委員 ありがとうございます。

○森田委員長 よろしいでしょうか。ダイオキシンは、少しずつ減ってきているという流れの中にあるのかもしれませんが。

それでは、この結果を踏まえて、ほかにも何か御質問、御意見、ございますか。

○高田委員 よろしいでしょうか。

○森田委員長 お願いします。

○高田委員 高田です。

表の3-2と、それに関する記述について伺います。5ページ目のまとめの(1)のアとイで、魚類と貝類、別々にまとめて比較されています。貝類のほうが4分の1程度低いということを強調されているのではないかと思います。脂質、脂肪量が貝類のほうが低いので、脂肪当たりになると差が縮まってきます。魚類と貝類を分けて、貝類は魚類よりも低い値を示したというところで止めずに、その理由や原因を記載したほうがよいのではないかと思います。

○森田委員長 事務局から何か御意見はございますか。

○香取食品監視課課長代理 御意見いただきまして、ありがとうございます。5ページ目のまとめの書き方については、例年魚類と貝類を分けて記載しております。魚類と貝類の検出値の差について、要因がわかれば考察としての記載も検討させていただければと思います。

○高田委員 ありがとうございます。まとめですので、文章自体は、これで結構ではないかと思います。事務局でデータを考察されるときに、脂肪量なども含めて考察していただければよいと思います。

○香取食品監視課課長代理 ありがとうございます。

○高田委員 ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

(なし)

○森田委員長 ご意見がないようでしたらこの議題はこれで終わりたいと思います。

続きまして、資料の4ですが、令和元年度流通魚介類のPCB、有機スズ等、汚染実態調査についてであります。御説明をお願いします。

○香取食品監視課課長代理 資料4につきましても、引き続き食品監視課の香取から説明させていただきます。

資料4を御覧いただければと思います。

こちらは、令和元年度に実施しました流通魚介類のPCB、有機スズ化合物等の汚染実態調査になります。こちらの調査は、中央卸売市場に流通している魚介類について、1ページ目の中央、表1にございます各物質の状況を検査しまして、その結果を食の安全の観点から評価を行っております。

調査期間や概要につきましては、1ページの1から2ページの4のとおりです。3の分析方法では、検査法、精度管理方法について記載しております。

また、4の調査機関でございますが、TBTOとTPTにつきましては、一般財団法人日本食品検査で検査を実施しております。それ以外は、健康安全研究センターで検査

を実施しております。調査機関の選定につきましては、従来から健康安全研究センターで行っている検査法と同等、もしくは、それ以上の精度での検査が可能であるということをご条件としております。また、委託開始前には分析法等の説明や確認を行っており、食品としての観点から安全性を評価するという本調査の目的に十分な検査法と判断した上で検査を実施しているところです。

続きまして、検査結果について御報告いたします。2ページ目の5、調査結果を御覧ください。調査対象物質ごとの調査結果につきましては、5ページ目から7ページ目に個別にお示ししております。全体の検出数や検出率などの総括については、2ページの表2に記載しています。

それでは、各物質の結果につきまして、PCBから御説明させていただきます。PCBにつきましては、最も高い検出値はキンメダイの0.062 ppmとなりました。PCBにつきましては、先ほども申しましたが厚生省で暫定的規制値を示しており、内海内湾魚介類については3 ppm、遠洋沖合魚介類では0.5 ppmとなっています。キンメダイについては、内海内湾魚介類に分類されております。今回調査したそれぞれの魚種につきまして、どちらの規制値が適用されるかについては、5ページの表3の結果の中で分類項目を設けておりますので、そちらを御確認いただければと思いますが、今回の調査では、いずれの検体も規制値を下回ったという結果となりました。

次に、TBTOの結果を御報告いたします。今回、検出値が最も高かったのは、チダイの0.010 ppmとなりました。こちらの結果に基づいて試算をしますと、体重50 kgの成人の場合、このチダイを毎日1.5 kg食べ続けなければ、国際機関が示している指針値を超えないという結果となりました。一般的な都民の一日当たりの生魚介類の摂取量については、「平成29年東京都民の健康栄養状況」における食品群別摂取量によると25.8 gとなっておりますので、低い検出値であったと考えております。

TPTの結果についてですが、検出値が最も高かったのは、ムツの0.064 ppmとなりました。こちらのムツについても同様に試算をしていくと、毎日391 g食べ続けなければ国際機関が示している一日摂取許容量を超えないという結果となりました。都民の生魚介類の摂取量から考えましても、こちらでも低い値であったと考えております。

続きまして、ドリン類とクロルデン類についての結果です。調査対象の農薬については、食品衛生法で農薬ごとに基準値が定められております。物質ごとの検出状況につきましては本文を御覧いただければと思いますが、ドリン類については3検体からディルドリンが検出され、クロルデン類につきましては、1検体からcis-クロルデン、4検体からtrans-ノナクロルが検出されました。こちらの農薬を検出した検体では、検出値は全て基準値を下回っております。

最後に、今回の流通魚介類の調査について、まとめを3ページの後段の6にお示ししております。まず、(1)といたしまして、PCBは74.3%、TBTOは31.9%、TPTは65.2%の検出率となりました。次に、農薬につきましては、ドリン類、クロル

デン類が一部の検体で検出されました。今回検出した各物質の検出値については、いずれも食品衛生法の基準値等を下回っておりまして、食品安全上、問題となるものではなかったと考えております。

以上が資料4の説明となります。

○森田委員長 いかがでしょうか。どなたか、御質問はございませんか。

○内山委員 内山です。よろしいでしょうか。

○森田委員長 はい、お願いします。

○内山委員 先ほど森田先生から、T B TやT P Tは、使用されていないので、これからそれほど増える心配はないだろうというお話がありました。確かに、東京湾内の数値と、資料4の数値を比較しますと、湾内の測定値よりも流通魚介類の値のほうが、基準よりは低いですが、多いように思います。これは、ほかの国には、まだ残っていると考えてもよろしいでしょうか。

○森田委員長 香取さん、お願いします。

○香取食品監視課課長代理 御質問、ありがとうございます。資料4の検体につきましては、毎年、国産に限らず、輸入品、内海内湾魚介類、遠洋沖合魚介類等市場流通している魚を幅広くサンプリングしております。調査目的や条件等が異なることもあり、資料3の結果との比較や、検出傾向についての考察は行っていない状況です。

○内山委員 東京湾産の魚は、匹数が少ないので、たまたまこのような数値であるのかもしれないのですが、濃度をみても東京湾産はほとんどNDが並んでいます。今回の流通魚介類では、そのような傾向がないのかなという感じがいたしましたので。東京湾では、先ほど森田先生がおっしゃったように、これからも心配はないと考えてもいいのかなと思います。

○森田委員長 トリブチルスズ、トリフェニルスズとも、国際機関なども規制の方向で動いていますので、徐々に世界的にも減ってくるのではないかと思います。ただ、代替品の問題もありまして、一時期、模索されました一種の農薬類を混ぜるということをしたときには、効きが悪い、あるいは残効性がよくないというので、徐々に、今、また少し毒性の強い物質のほうに切り替わりつつあります。その影響が見えてくることあるのかどうかというのは、気になるところではあります。世界的にはトリブチルスズやトリフェニルスズは減ってくる運命にあると思います。

代替品の中でよく効いて、毒性が強いという側面もあるものがトリフェニルホウ素、トリフェニルボロンであり、これに切り替わってきております。これは有機ホウ素化合物ですので、そこそこ神経毒性があります。一方では、環境中での寿命が短く、分析が非常に難しいので、あまり注目されていないところがありますが、どのような状態になっているかを勉強しておく必要があると感じているところであります。

私からは以上です。

ほかに御質問、御意見、ございませんでしょうか。

○松田委員 松田です。よろしいでしょうか。

○森田委員長 はい、お願いします。

○松田委員 資料の3ページ中頃のドリリン及びクロルデン類のところに食品衛生法の基準値、アルドリリン及びディルドリンの和として0.1 ppmと書かれています。これは正しいのですが、ただ、これには時限がついていて、来年になると一律基準になるのではないかと思います。そうすると、今は随分低いようですが、来年、この濃度ですと、0.01 ppmに対して0.002 ppmと近くなりますので、気をつけていただいたほうがいいと思います。

以上です。

○森田委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、コメント、あるいは質問、ございませんか。

(なし)

○森田委員長 それでは、議題の4は、これで終わりたいと思います。

本日の議事はこれで終わりですが、委員の先生方から全体を通しまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○高田委員 高田です。よろしいでしょうか。

○森田委員長 はい、お願いします。

○高田委員 資料3で、東京湾産の魚介類で内湾産のものを置き換えたときに、どれくらいになるかという推計を行っているところで、0.64 pg-TEQ/kg・bw/dayということで、平均的な像としては結構だと思います。ワーストケースのシナリオとして、都民が摂取している魚介類全体を東京湾産のものに単純に置き換えたら1.23 pg-TEQ/kg・bw/dayになるというような計算もできるのですが、東京都では、そのような計算をされているのでしょうか。

「はじめに」のところでお話しになった東京湾産は「江戸前」というブランドを持っているということであれば、ダイオキシンの汚染レベルをもう少し下げないと、「江戸前」ということで押し出すのは難しいのではないかと思います。せめて、全部置き換えて1 pg-TEQ/kg・bw/dayを下回るレベルまで下げないと、「江戸前」のブランドとして、海外も含めて押し出すのは厳しいのではないかと思います。そのような試算もされているのでしょうか。

○森田委員長 それでは、香取さん、何か御意見がございましたらお願いします。

○香取食品監視課課長代理 御質問、ありがとうございます。試算につきましては、資料にはお示ししておりませんが、東京都民の魚介類の摂取量、つまり、魚類、貝類及び魚介類加工品等の魚介類全てに係る摂取量に基づく試算は、事務局でも確認しているところではあります。

○高田委員 分かりました。ありがとうございます。

○香取食品監視課課長代理 ありがとうございます。

○内山委員 内山です。よろしいでしょうか。

○森田委員長 はい、お願いします。

○内山委員 このような試算をする最初のときから問題にしたのですが、食品全体のマーケットバスケット方式では調理した形での試算ですし、こちらは生のその可食する部位を全部測っているのので、調理すれば、これより大分ダイオキシン類の濃度は低くなるということは少し記述しておいていただいたほうが良いと思います。先ほどの資料でも、全てを生食で食べた場合ということは書いてはいただいているのですが、数字だけ出しますと、また誤解をされてしまうかと思しますので、その点は十分考慮した表現にしていただければと思います。

○森田委員長 香取さん、何か御意見はございますか。

○香取食品監視課課長代理 御意見いただきまして、ありがとうございます。内山先生のおっしゃるとおり、本調査では、都民が魚介類をすべて生で喫食するという仮定での試算となりますので、調理を行うことで値は低くなることが考えられます。表現の仕方には注意をしながら、都民の方へ情報提供させていただければと思います。

○森田委員長 ほかに御質問、御意見、ございませんでしょうか。

(なし)

○森田委員長 それでは本日の会議は、これで終了して、進行を事務局にお渡ししたいと思います。

○木村環境保健衛生課長 事務局の木村でございます。

森田委員長、円滑な議事進行、どうもありがとうございました。本日、御審議いただきました議事1から4の内容につきましては、まとめまして、明日、プレス発表を行う予定でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございました。今後の調査、あるいはまとめに生かしていきたいと思っております。本事業は、都民の健康的な生活を確保していくためにも大変重要な事業と考えております。委員の先生方におかれましては、今後とも御支援、御協力、そして御助言を頂きますよう、お願い申し上げます。

それでは、これもちまして令和2年度化学物質保健対策分科会を終了させていただきます。

(午前11時35分 閉会)